

榛東村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

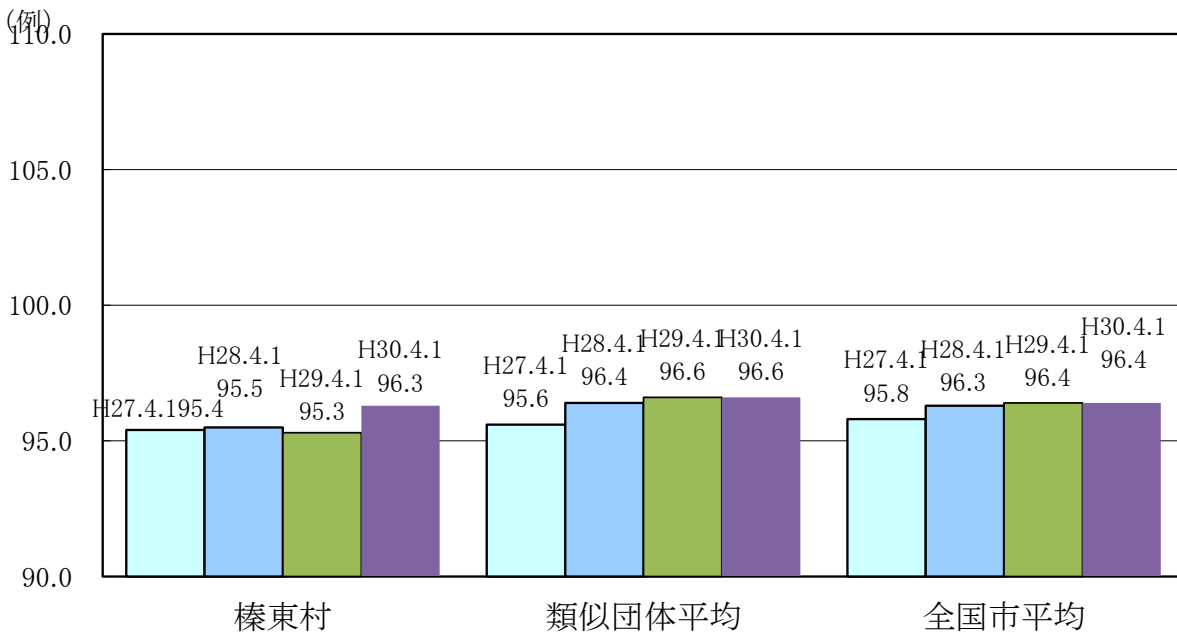
区分	住民基本台帳人口 (30年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 28年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
29年度	14,763	6,138,451	60,067	786,716	12.8	12.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
29年度	87	308,142	43,810	131,207	483,159	5,554	5,539

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、29年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 30年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

※ 榛東村においては人事委員会を設置していない。

①月給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
○年度	円	円	円	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額である。

②特別給 (期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
○年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容 (平均引下げ率、実施 (実施予定) 時期、経過措置の有無等具体的な内容 (未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成28年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間 (平成30年3月31日まで) の経過措置 (現給保障) を実施。

②地域手当の見直し

実施内容 (国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準0%であり、榛東村においては支給なし。
(実施時期) 非支給対象地域であるため予定なし。

(参考)

	平成26年度 の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度 の支給割合	平成29年度 の支給割合	平成30年度 の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後			
国基準による支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%
榛東村の支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%

③その他の見直し内容

(6) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（30年4月1日現在）

一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
榛東村	39.4 歳	284,872 円	294,442 円	288,483 円
群馬県	43.7 歳	336,797 円	405,821 円	369,306 円
国	43.5 歳	329,845 円	—	410,940 円
類似団体	41.1 歳	302,654 円	347,711 円	328,717 円

(2) 職員の初任給の状況（30年4月1日現在）

区 分		榛東村	群馬県	国
一般行政職	大 学 卒	179,200 円	184,300 円	179,200 円
	高 校 卒	147,100 円	150,400 円	147,100 円
	高 校 卒	円	円	—
	中 学 卒	円	円	—
	大 学 卒	円	円	—
	高 校 卒	円	円	—
	大 学 卒	円	円	—
	高 校 卒	円	円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（30年4月1日現在）

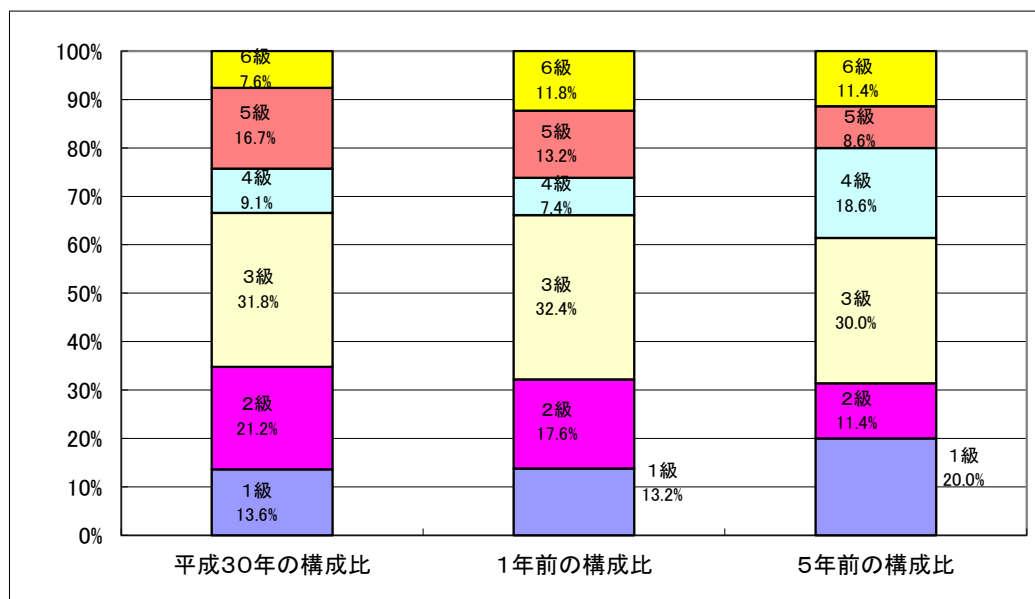
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	251,900 円	327,800 円	386,500 円	401,900 円
	高 校 卒	円	円	378,300 円	385,800 円
	高 校 卒	円	円	円	円
	中 学 卒	円	円	円	円
	大 学 卒	円	円	円	円
	高 校 卒	円	円	円	円
	大 学 卒	円	円	円	円
	高 校 卒	円	円	円	円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

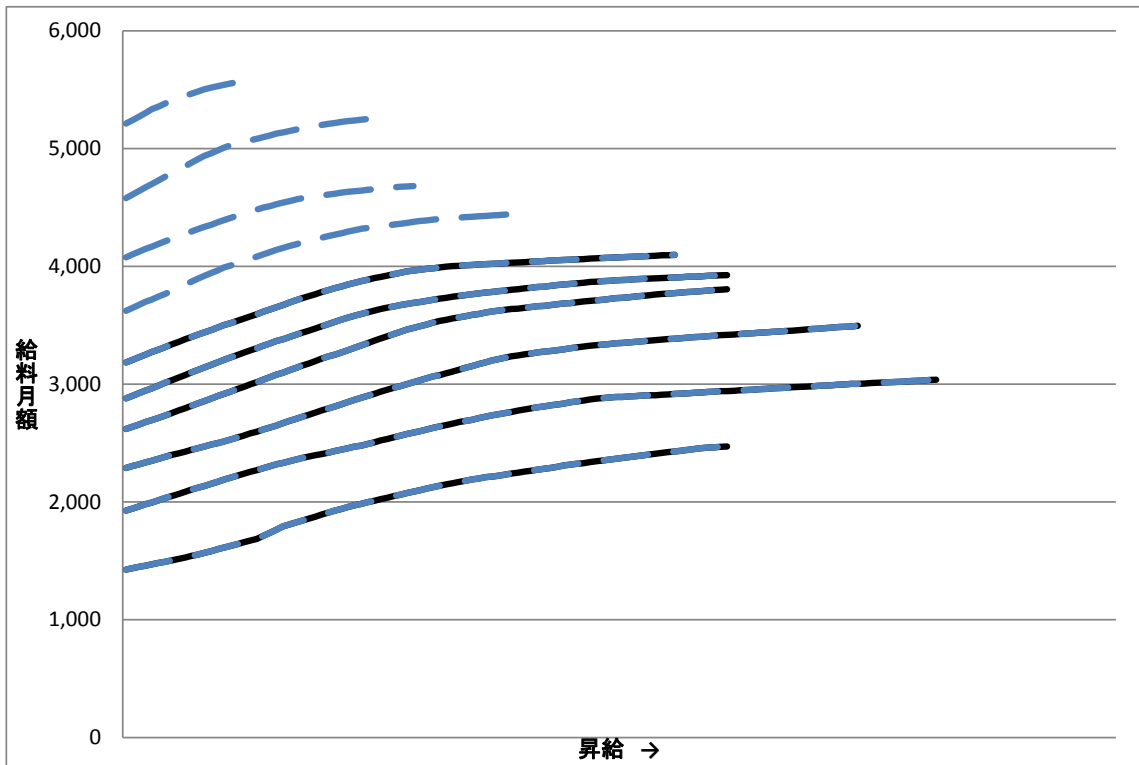
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（30年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事又はこれに相当する職務	9	13.6	円 142,600	円 247,100
2級	主任又はこれに相当する職務	14	21.2	円 192,700	円 303,800
3級	主査又はこれに相当する職務	21	31.8	円 228,900	円 349,600
4級	係長又はこれに相当する職務	6	9.1	円 262,000	円 380,600
5級	園長の職務 課長補佐の職務 局長補佐の職務	11	16.7	円 288,000	円 392,600
6級	課長の職務 局長の職務	5	7.6	円 318,500	円 409,800

- (注) 1 榛東村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（30年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

平成30年4月2日から平成31年4月1日までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）	/		/	
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

榛東村	群馬県	国
1人当たり平均支給額（29年度） 1,466 千円	1人当たり平均支給額（29年度） 1,744 千円	—
(29年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.8 月分 (1.45) 月分 (0.85) 月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.8 月分 (1.45) 月分 (0.85) 月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.8 月分 (1.45) 月分 (0.85) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算：5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算：5～20%、管理監督者加算：10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算：5～20%、管理監督者加算：10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

平成30年度中における運用	管理職		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（30年4月1日現在）

榛東村	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.5869 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.2708 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～20%加算) (退職時特別昇給 なし) 1人当たり平均支給額 10,912 千円 21,424 千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.5869 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.2708 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率 2～45%)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(30年4月1日現在)

支給実績（29年度決算）		90 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）		90,000 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
特別区	20 %	0 人	20 %
高崎市	6 %	0 人	6 %
前橋市、太田市、渋川市	3 %	1 人	3 %

(4) 特殊勤務手当（30年4月1日現在）

支給実績（29年度決算）	60 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	30,000 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（29年度）	2.0 %			
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （29年度決算）	左記職員に対する支給 単価
税務手当	差押処分、村税の滞納処分に従事した者	差押処分、村税の滞納処分	60 千円	日額 800 円
感染症等防疫作業手当	感染症等防疫作業に従事した者	感染症等防疫作業	千円	日額 1,000 円
行旅病人等取扱業務手当	行旅病人等の取扱業務に従事した者	行旅病人の取扱業務	千円	日額 500 円
		行旅死亡人の取扱業務	千円	日額 1,000 円
水道業務手当	次亜塩素酸ソーダ取扱業務に従事した者	次亜塩素酸ソーダ取扱業務	千円	日額 500 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（29年度決算）	15,646 千円
職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	211 千円
支給実績（28年度決算）	14,601 千円
職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	197 千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（28年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（30年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （29年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （29年度決算）
扶養手当	月額5,000円～10,000円	同		10,920 千円	283,636 円
住居手当	月額1,000円～13,500円	異	国の支給額の1/2	2,244 千円	140,250 円
通勤手当	月額2,000円～31,600円	同		3,522 千円	51,043 円
管理職手当	月額39,700円～58,200円	同		12,408 千円	528,000 円
宿日直手当	日額4,400円	同		513 千円	5,764 円
管理職特別勤務手当	日額2,000円～9,750円	同		0 千円	0 円

5 特別職の報酬等の状況（30年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等
給 料	村 長	725,000	円	(参考) 類似団体における最高/最低額 855,000 円 / 550,000 円		
	()		円			
報 酬	副 村 長	578,000	円	680,000 円 / 476,000 円		
	()		円			
報 酬	議 長	305,000	円	408,000 円 / 218,000 円		
	()		円			
	副 議 長	235,000	円	340,000 円 / 174,000 円		
報 酬	議 員	210,000	円	320,000 円 / 155,000 円		
	()		円			
	()		円			
期 末 手 当	村 長	(29年度支給割合)				
	副 村 長	4.4	月分	※ 加算措置 : 20%		
	議 長	(29年度支給割合)				
	副 議 長	4.4	月分	※ 加算措置 : 20%		
退 職 手 当	議 員	※ 加算措置 : 20%				
	備 考					
	市 区 町 村 長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)	
	副 市 町 村 長	給料月額×在職年数×5.2		15,080,000 円	毎期毎、退職時	
備 考	副 市 町 村 長	給料月額×在職年数×3.0		6,936,000 円	毎期毎、退職時	
	備 考					

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

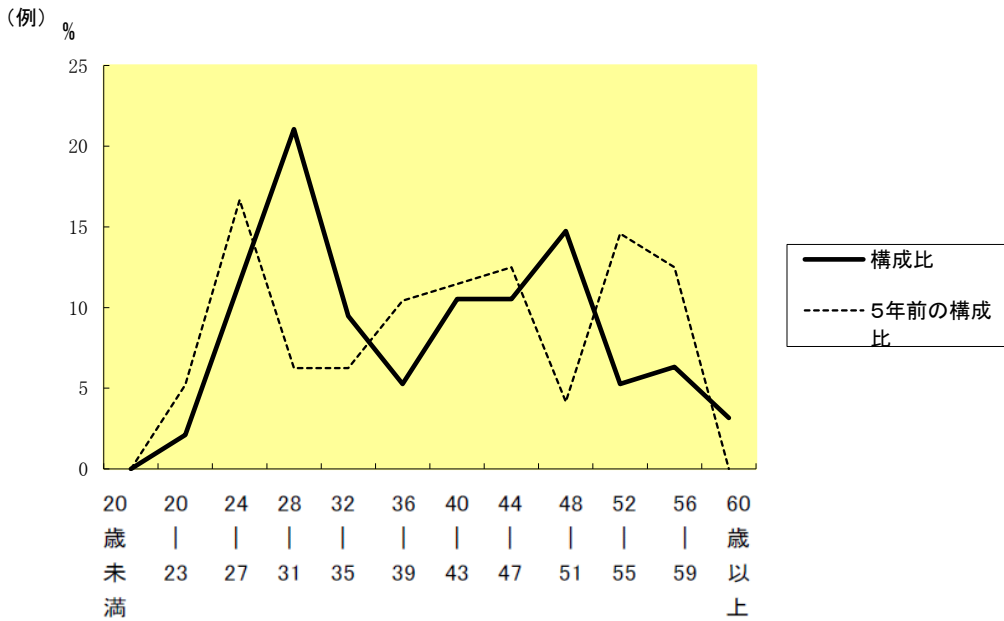
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成30年	平成29年		
普 通 会 計 部 門	議 会	2	2	0	事務分掌の見直し 退職による不補充 退職による不補充 <参考> 人口1万人当たり職員数 42.00 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 84.7 人)
	一 般 行 政 部 門	19	21	-2	
	議 務	8	8	0	
	農 林 水 産	9	8	1	
	商 工	1	1	0	
	土 木	7	7	0	
	民 生	10	12	-2	
	衛 生	6	7	-1	
	計	62	66	-4	
	教 育 部 門	20	21	-1	
消 防 部 門					
小 計	82	87	-5	<参考> 人口1万人当たり職員数 55.92 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 103.18 人)	
公 営 企 業 部 門	上 水 道	3	4	-1	調整
	下 水 道	3	3	0	
	そ の 他	7	7	0	
	小 計	13	14	-1	
合 計	95	101	-6	<参考> 人口1万人当たり職員数 64.35 人	
	[145]	[145]	[0]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（30年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	0人	2人	11人	20人	9人	5人	10人	10人	14人	5人	6人	3人	95人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	25年	26年	27年	28年	29年	30年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	61	65	66	68	66	62	4 (1.1 %)
教育	21	22	22	21	21	20	1 (1.1 %)
消防							
普通会計計	82	87	88	89	87	82	5 (1.1 %)
公営企業等会計計	14	13	13	15	14	13	1 (1.1 %)
総合計	96	100	101	104	101	95	6 (1.1 %)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 上水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 28年度の総費用に占 める職員給与費比率 %
29年度	千円 304,516	千円 48,942	千円 16,539	% 5.4	% 5.3

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費〇千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計		
29年度	人 3	千円 7,446	千円 951	千円 3,016	千円 11,413	千円 3,804	千円 6,149

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、30年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (30年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
榛東村	33.0 歳	286,500 円	401,371 円
団体平均	44.2 歳	341,066 円	511,425 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

榛東村	榛東村 (一般行政職・団体平均等)
1人当たり平均支給額 (29年度) 998 千円	1人当たり平均支給額 (29年度) 1,466 千円
(29年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.8 月分 (0.85) 月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.8 月分 (0.85) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算：5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算：5～15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（30年4月1日現在）

榛東村				榛東村			
(支給率)	自己都合	応募認定・定年		(支給率)	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.5869 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.5869 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.2708 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.2708 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分		最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)				その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)			
(退職時特別昇給 なし)				(退職時特別昇給 なし)			
1人当たり平均支給額				1人当たり平均支給額			
0 千円 0 千円				10,912 千円 21,424 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(30年4月1日現在)

支給実績(29年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
特別区	20 %	0 人	20 %
高崎市	6 %	0 人	6 %
前橋市、太田市、渋川市	3 %	0 人	3 %

エ 特殊勤務手当(30年4月1日現在)

支給実績(29年度決算)		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(29年度)		0.0 %		
手当の種類(手当数)		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(29年度決算)	左記職員に対する支給単価
水道業務手当	次亜塩素酸ソーダ取扱業務に従事した者	次亜塩素酸ソーダ取扱業務	千円	日額 500 円

オ 時間外勤務手当

支給実績(29年度決算)	70 千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	35 千円
支給実績(28年度決算)	154 千円
職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	77 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（30年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (29年度決算)
扶養手当	月額5,000円～10,000円	同		212 千円	211,800 円
住居手当	月額1,000円～13,500円	異	国の支給額の1/2	158 千円	157,200 円
通勤手当	月額2,000円～31,600円	同		48 千円	24,000 円
管理職手当	月額39,700円～58,200円	同		317 千円	316,182 円
宿日直手当	日額4,400円	同		0 千円	0 円
管理職特別勤務手当	日額2,000円～9,750円	同		0 千円	0 円